

愛知県、岐阜県での産廃許可申請では、事業者の**経理的基礎審査**で診断書制度をとっています。3期分の確定申告の内容が一定の基準を満たしていない、あるいは3期分の確定申告を済ませていない事業者が許可申請する際には、**中小企業診断士の経営診断書**の提出を求められます。詳しくは下の表でご判定ください。東海地方では**静岡県**でも同制度がありますが、3期分の確定申告を済ませていない場合は診断不要としていますので、該当するケースは多くありません。

なお、平成23年4月1日から収集運搬業許可（積替保管なし）は県許可に一本化されましたが、一部に市の許可を今後も更新される方もいるため、表に記載しています。

**法人事業者**

**愛知県内自治体①（愛知県、豊田市）許可の申請**

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益等平均値	直前期経常利益等	収集運搬業		処分業
			積替保管なし	積替保管あり	
10%以上	プラス	プラス	不要	不要	不要
	プラス	0以下	不要	不要	不要
	0以下	プラス	不要	不要	不要
	0以下	0以下	愛知県は条件①で判定、豊田市では不要		
0%以上 10%未満	プラス	プラス	不要	不要	不要
	プラス	0以下	不要	要	要
	0以下	プラス	不要	要	要
	0以下	0以下	要	要	要
0%未満	プラス	プラス	愛知県は条件②で判定、豊田市では不要	要	要
	プラス	0以下	愛知県は条件③で判定、豊田市では不要	要	要
	0以下	プラス	要	要	要
	0以下	0以下	不許可	不許可	不許可
3年分の確定申告が済んでいない			要	要	要

※経常利益等＝経常利益＋減価償却費

**条件①**・・・AかBのどちらかに該当すれば、「要」となる。

A) 直前2期（直前期の1期前）の経常利益等がプラスで、なおかつ  
 $(直前期経常利益等 - 直前2期経常利益等) \div 直前2期経常利益等 < \Delta 200\%$   
 つまり、直前期経常利益等の絶対値 > 直前2期経常利益等の場合

B) 直前2期（直前期の1期前）の経常利益等がマイナスで、なおかつ  
 $(直前期経常利益等 - 直前2期経常利益等) \div 直前2期経常利益等 > 100\%$   
 つまり、直前期経常利益等の絶対値 > (直前2期経常利益等の絶対値) × 2の場合

**条件②**・・・CかDのどちらかに該当すれば、「要」となる。

C) 自己資本 ÷ 総資本 < Δ 30%      D) 流動資産 ÷ 流動負債 < 50%

**条件③**・・・上記A B C Dのどれかに該当すれば、「要」となる。

**愛知県内自治体②（名古屋市、豊橋市、岡崎市）許可の申請**

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益平均値	直前期の経常利益	収集運搬業		処分業
			積替保管なし	積替保管あり	
10%以上	プラス	プラス	不要	不要	不要
	プラス	0以下	不要	不要	不要
	0以下	プラス	不要	不要	不要
	0以下	0以下	不要		
0%以上 10%未満	プラス	プラス	不要	不要	不要
	プラス	0以下	不要	要	要
	0以下	プラス	不要	要	要
	0以下	0以下	要	要	要
0%未満	プラス	プラス	名古屋市は条件①で判定、他の2市では不要	要	要
	プラス	0以下	名古屋市は条件①で判定、他の2市では不要	要	要
	0以下	プラス	要	要	要
	0以下	0以下	不許可	不許可	不許可
3年分の確定申告が済んでいない			要	要	要

**条件①**・・・CかDのどちらかに該当すれば、「要」となる。

C) 自己資本 ÷ 総資本 < Δ 30%      D) 流動資産 ÷ 流動負債 < 50%

**岐阜県内（岐阜県、岐阜市）での申請**

直前期の自己資本比率	直前3年間の税引前当期利益平均値	直前期の税引前当期利益	収集運搬業		処分業
			積替保管なし	積替保管あり	
10%以上	内容問わず		不要	不要	不要
0%以上 10%未満	プラス	プラス	不要	不要	不要
	プラス	マイナス	要	要	要
	マイナス	プラス	要	要	要
	マイナス	マイナス	要	要	要
0%未満	内容問わず		要	要	要
3年分の確定申告が済んでいない			要	要	要

**静岡県での申請**

直前期の資産状況	直前3期の経常損益状況	収集運搬業		処分業
		積替保管なし	積替保管あり	
純資産プラス	1期以上経常収益あり	不要		
純資産プラス	3期連続経常損失	経営改善計画書のみ提出		
債務超過	1期以上経常収益あり	経営診断書が必要		
債務超過	3期連続経常損失	経営診断書、経営改善計画書が必要		
3期分の確定申告が済んでいない			不要	

**個人事業者**

**愛知県内（愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市）での申請**

直前期の資産状況	直前3年間の所得税納付状況	収集運搬業		処分業
		積替保管なし	積替保管あり	
資産 $\geq$ 負債	毎年、納税している	不要	不要	不要
資産 $\geq$ 負債	納税していない年がある	不要	要	要
資産 $<$ 負債	納税している年がある	要	要	要
資産 $<$ 負債	3年とも納税していない	不許可	不許可	不許可
3年分の確定申告が済んでいない		要	要	要

**岐阜県内（岐阜県、岐阜市）での申請**

直前期の資産状況	直前3年間の所得税納付状況	収集運搬業		処分業
		積替保管なし	積替保管あり	
資産 $\geq$ 負債	3年とも納税している	不要	不要	不要
資産 $\geq$ 負債	納税していない年がある	要	要	要
資産 $<$ 負債	内容問わず	要	要	要
債務超過	内容問わず	要	要	要
3年分の確定申告が済んでいない		要	要	要

注1・・・青色申告（65万円控除）の場合は、申告書に添付した貸借対照表で確認する。

注2・・・債務超過のケースは貸借対照表がある場合のみ判定される。

（元入金＋所得金額）－（事業主貸－事業主借）がマイナスの状態である。

**静岡県での申請**

直前期の資産状況	収集運搬業		処分業
	積替保管なし	積替保管あり	
資産 $\geq$ 負債	不要	不要	不要
資産 $<$ 負債	経営改善計画書が必要	経営診断書、経営改善計画書が必要	
3期分の確定申告が済んでいない	不要	不要	不要

**その他の自治体**

**三重県での申請（法人・個人共通）**

3期分の確定申告が済んでいない場合、診断書（コピー可）があれば参考資料として求められます。

**長野県での申請（法人・個人共通）**

法人の場合は、①債務超過、②3年間の平均経常損益がマイナス、③直前の経常損益がマイナス、の3条件すべてに該当する場合は、診断書を求められます。